

令和元年6月7日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 清 水 芳 将

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

福祉医療部

地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、地域医療課、指導監査室、病院管理室

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成30年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成31年2月20日から令和元年5月17日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域福祉課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	補助金戻入の納入通知書に、納期限の記載がないものがあった。
	措置状況	今後は納期限を記載するよう徹底します。

高齢者支援課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	指定管理施設の月次報告書について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。